

「本罪御仕置者書拔」に見る彦根藩の衣生活

—寛政・享保と文政年間—

横田尚美

生活デザイン学科

1. 研究の背景と目的、研究方法

1-1 研究の背景と目的

2022年、『社会文化史学』誌第66号において「盗品に見る彦根藩の衣生活—『本罪御仕置者書拔』を史料として—」を発表したⁱ。しかし、諸事情により寛政12年(1800)～文政12年(1829)のうちの文化年間(1804-1818)しか研究できなかった。そのため本論では、それ以外について報告する。先行研究、研究方法、彦根藩の基本情報、当時の服飾文化の概要などについては、上記の論文を参照されたい。

なおこの研究は、2020年度より科研費の助成を受けている課題に関連するものであるⁱⁱ。

1-2 『本罪御仕置者書拔』について

本史料は、宇津木六之丞(景福)が書き留めた「彦根藩領内における刑事犯罪と仕置き例ⁱⁱⁱ」をまとめた文書である^{iv}。宇津木幸夫氏の所蔵になり、その紙焼きは彦根城博物館に保管されている(資料番号 B3-6)。

先述のように、寛政12年から文政12年までの399例の犯罪事例と処罰方法が採録されている。「本罪」とは、刑事罰の「活罪」のうちの「軽罪」ではない「本罪」にあたる事例で、「入墨・肆・追払」をともなう処罰を受けた事例のことである。

寛政12-13年に計22件、享和2-3年に計22件、文政2年-12年に計153件が記録されている。先述の論文にならい、3つの元号別に各年ごとに犯罪に番号を振り、それをを用いる。例えば、文政2年の5つ目は、〈文2-5〉とする。

これらの中から、服飾品と布類、蒲団や蚊帳などの布製品、布や染織等の素材や糸、かんざしや鏡などを抽出した(表1、2)。そこから論文で取り上げなかったアイテムを中心に報告する。

2. 「本罪御仕置者書拔」に見る衣類と布などの盗品

本史料の犯罪の中で圧倒的に多い盗品は、米札と銭である。彦根藩では享保15年(1730)から米札を

発行している^v。しかし、衣生活に関わる盗品が非常に多い。

年ごとの件数と衣生活に関わる犯罪の件数は、以下の通りである。

寛政12年 7件中 4件	寛政13年 15件中 8件
享和 2年 15件中 9件	享和 3年 7件中 5件
文政 2年 13件中 11件	文政 3年 11件中 8件
文政 4年 9件中 5件	文政 5年 10件中 8件
文政 6年 10件中 8件	文政 7年 11件中 11件
文政 8年 11件中 10件	文政 9年 25件中 15件
文政 10年 17件中 15件	文政 11年 23件中 16件
文政 12年 13件中 9件	

計 197件中134件

寛政は2年分しか史料がないが、寛政が22件中12件で約55%、享和は22件中14件で約64%である。文政は12年間全ての資料が揃い、153件中108件あり、71%である。文化年間は15年間で198件中132件あり、67%となる。いずれの時代にも、盗みの半分以上で服や布などが盗られていることがわかる。無視できない数である。

2-1 盗品の特徴

論文で明らかにしたように、衣類関係の盗品の中で最も多い記述が「着類」で、「衣服、着物」の意である。着類と記述されると、具体的な衣服の種類などがわからない。しかし、まとめたくなるほど多くの衣類が盗まれたとも考えられる。数が確認できるだけで、計802点ある。最も多い盗みで、〈文8-1〉では一か所で50点が盗まれている。また複数カ所での盗みでは、〈文2-13〉で5カ所計44点以上が盗まれている。

寛政・享和の計4年間は、まだ記述の仕方が一定していなかったからなのか、記述が文化・文政年間に比べると簡単である。4年間計26件のうち、「着類」しか記述のない盗みが14件である。しかし文政年間では盗みの数が寛政・享和の4年間の4倍強

表1 衣類盗品リスト 寛政・享保(1800-1803)

通し No	No	犯行場所	盗品
1	12-2	鳥居本	蒲団1
2	12-3	伊香郡	木綿25反斗 着類品々 / 着類 / 着類2 / 着類2
3	12-4		反物切々品々
4	12-5		着類品々 / 着類 / 着類
5	13-3	長浜	衣類1 / 衣類1
6	13-4	妙法寺	着類4品
7	13-6	正法寺村慶光院	白無垢1
8	13-7	長浜	絹糸7貫500目
9	13-8		着類16品
10	13-11	御城下	古手
11	13-14		木綿17反 青梅11反 布4反
12	13-15	大坂	木綿1疋
13	2-2	百姓家	着類3品
14	2-3	新海	蚊帳 帷子 布ゆかた 襦袢 / 着類品々
15	2-4	長浜	着類6品
16	2-5	中藪	着類1 木綿切 / 着類5品
17	2-7	仏生寺村	袷1
18	2-11	長浜	着類品々
19	2-13		着類
20	2-14	御家中	着類
21	2-15		着類23品
22	3-2		着類品々
23	3-3		着類品々
24	3-5	日野	着類品々
25	3-6	酒屋	着類9品 / 着類4品
26	3-7	瓜生津	着類21

にも関わらず、「着類」のみの記述は14件しかなく、13%である。文化年間も、132件中15件しかなく9%に過ぎない。文化年間から記述が細かくなって行き、衣生活がより具体的にわかる。

2-2 文化年間に見られなかった衣料品類

前述のように、寛政・享保は「着類」の表記が多い分、特徴的な記述もない。文政年間は、文化年間には出て来なかったアイテムが幾つか登場する。⑤⑦は、複数回登場する。

- ①〈寛13-6〉白無垢：表裏上下全て白の衣服。白小袖のこと^{vi}。
- ②〈文2-2〉錦：数種の色糸で地織文様を織り出した織物のこと^{vii}。
- ③〈文2-3〉桐油合羽：一般に、紙に桐油を引いたものが使われていたようだが、「桐油合羽」というと、大名行列の雨具として欠くことのできないものだったという^{viii}。この場合は、単に桐油を引

いた合羽のことと考えられる^{ix}。

- ④〈文2-5〉細紐：和装の下拵えをする縮緬などの紐^x。
- ⑤〈文2-6〉打替：鷹や犬、馬などの餌を携える袋を「打飼袋」と言い、転じて旅人の食料を入れる袋もこう呼んだ。その袋に入った米を物と交換したことから、「打替」の意にもなった。「打飼袋」を「打飼(うちがえ)」とも呼ぶ^{xi}。これらのことから、「打替」は「打飼袋」のことと考える。
- ⑥〈文5-5〉とろめん：「兎羅綿」と書く。兎羅は綿花のことで、綿と兎の毛を混紡した舶来の織物のこと。のちに、国産品もできたという^{xii}。
- ⑦〈文5-8〉総？：総と同じに扱われる漢字「總」の俗字が、「總」で「総(かせ)」と非常に似ている。総は、「ふさ」とも読むが、房だけが多量に保管されているという状況が考えにくい上、〈文9-7〉では、この字の前に「布」とある。麻糸ならばわかるが、麻布の房というのも考えにくい。「総」は、糸を巻く器具、またはそれに巻いては

表2 衣類盗品リスト 文政(1818-1829)

通し No	No	犯行場所	盗品
1	2-1	三条町	小風呂敷1 苧50目斗(ばかり) 菅笠1
2	2-2	安食南他	着類2 帯1 布切1/蒲団1 早道1 錦金入1 ふくさ1/蚊帳1 鏡1 笠1
3	2-3	百姓家	着類2 帯1 桐油合羽1 風呂敷1 打替1/帷子1 脚絆2
4	2-4	薪小屋	雪駄はき帰り
5	2-5		着類8 風呂敷3 皮早道1 細紐1 切少し
6	2-6	百姓家	着類6 打替1/着類10 風呂敷1
7	2-8	長曾根	着類 羽織 袷1
8	2-9		着類3 嶋財布1 風呂敷2/着類1/笠1 蓑1
9	2-10	仏生寺村	着類12/着類5
10	2-11	賄手代宅	木綿袷1 木綿羽織1 風呂敷に包み
11	2-13		着類/着類8 反物 着類13/着類1/着類22 反物
12	3-1	長浜他	着類反物19/銀かんざし1/櫛笄簪類14 着類6/木綿綿入1/着類反物17
13	3-3		綿4貫300目余
14	3-5	高田村	木綿12反 切々10
15	3-6	世継	着類/着類11
16	3-7	百濟寺、太郎坊	蚊帳1 雨合羽2/着類3/布袋1/木綿織1/着類4/蚊帳1
17	3-9	上丹生	着類37/着類反物綿
18	3-10		襦袢1/袷1帯1/単物1/白木綿1反
19	3-11	東沼波	着類5
20	4-2	(足軽)	股引帯3筋/股引4足
21	4-5		着類1 反物2
22	4-6		着類
23	4-8		反物 着類8
24	4-9	彈宗寺	着類19 袋1 風呂敷2 数珠2
25	5-1		着類3 切1 着類3 風呂敷1
26	5-2		着類23
27	5-3	東沼波	着類5/単物1/合羽1/着類3 蒲団表1
28	5-5		巾着1/布7尺5寸 とろめん帯1 木櫛11/麻木綿糸
29	5-6		脚絆1/着類2
30	5-7	佐和町	着類2/単物1
31	5-8		蚊帳1/木綿着類 蚊帳
32	5-9		袷1
33	6-1	箕浦	着類4/着類股引苧 総71
34	6-2	安清町	紺足袋1下駄1 紺足袋1 木綿袷/着類5
35	6-3	長浜、箕浦	着類16 笠 下駄1/笄1/笄1
36	6-4	正法寺村	蒲団4
37	6-5	願乗寺	着類23
38	6-7		着類6
39	6-9		着類14 風呂敷1 打替1/着類7
40	6-10		蚊帳1 衣1 座蒲団1/鏡
41	7-1	鳥居本	袖なし単物1
42	7-2	辻堂	着類4
43	7-3	百姓家	着類3 風呂敷1 打替1
44	7-4		着類9 羽織の紐2 足袋1/単物1 着逃
45	7-5		着類1/着類3 着類1/着類3/着類1/着類1
46	7-6	百姓家	着類5/着類1/着類11 鏡1 切々 風呂敷 袋 扇
47	7-7		着類3/着類1/雪駄/着類19 雨合羽2 細引2 風呂敷1 木綿1反 木綿切 傘 足駄 雪駄
48	7-8	八幡宮	袷1
49	7-9	長久寺、明性寺	絹織2 下駄1
50	7-10	鳥居本宿	単物1
51	7-11	袋町、橋向他 木之本宿	木綿3反 八丈織1反 糸入縞1反/反物/帯/糸入縞1反/木綿1反/木綿袷1 /木綿合羽1 傘1/帯1股引1
52	8-1	徳万寺、岩脇	着類3/着類50
53	8-2		蒲団1/着類2
54	8-3		木綿襦袢1
55	8-5	実母方	白木綿1丈斗(ばかり)

通し No	No	犯行場所	盗品
56	8-6		長総7 / 傘2 / 巾着1 / 着類2 (針箱から金)
57	8-7	高宮他	下駄の甲100足 / 着類2
58	8-8		浅黄木綿2反斗
59	8-9	百姓家	着類4つ 反物1 風呂敷2 袋
60	8-10	喜光寺	掛物4 袷袢衣7 打敷1
61	8-11	金剛寺村	着類6 蚊帳1 / 着類20 風呂敷1
62	9-4	長浜	着類2 / 着類7 前かけ1 木綿2反 糸6拾匁
63	9-6		布1反 布切々4
64	9-7	愛知郡島川他	布総43 同へそ7 苧13把 下帯1 脚絆1 単羽織1 綿入1
65	9-8	南清水他	布8疋 / 布3疋 / 布4疋 / 布19疋
66	9-9	満願寺	着類5 毛氈1 風呂敷1 足袋2
67	9-10		帯1
68	9-11	世継	着類3 / 着類1
69	9-12		着類5
70	9-16		真田紐1
71	9-19		着類7 皮沓2 傘1 単4 合羽1
72	9-20		古帷子1 単物1 / 着類16 着類2
73	9-21		着類14 股引1 切56尺 / 着類15 風呂敷1 / 蚊帳1 蒲団2 着類13 袋1 風呂敷1
74	9-23		古蚊帳2 / 棧留羽織1 /
75	9-24	小泉	苧少し / / 苧少し
76	9-25	下之郷	総59
77	10-1		切類29品 反物5品 足袋2
78	10-2		反物23品
79	10-3		着類12 木綿1反 木綿切 布切少し 銀笄1 鏡3 風呂敷3 細帯? 1 皮足袋1
80	10-4	長曾根	着類6 蚊帳1 木綿6尺 蒲団2
81	10-8	百濟寺、西光寺	着類5 ふくさ1 / 風呂敷1 / 着類2 数珠1
82	10-9	八坂多慶嶋2寺	着類4 / 掛物 蚊帳1 ゆたん1 / 着類5 袷袢紐2 小切5 / 着類3
83	10-10	西法寺村	着類13
84	10-12	米原宿本陣	着類2 / 単物1 / 着類6 数珠1
85	10-13	高宮	着類5 蚊帳1 皮足袋1 真田8尺 布16反 小割布1疋 小割嶋8反 小割嶋切々 木綿3疋 細? 蒲団1 / 木綿蒲団2 蚊帳1 / 木綿蒲団1 蚊帳1
86	10-15		着類2 袋1 / 着類7 風呂敷1 (皮籠1) / 着類5 風呂敷1
87	10-16	鳥居本宿本陣	御家来所持の袋 ふくさ 袋帛8
88	10-17	田附村	棧留裕羽織1
89	11-3	多賀神領	着類2 / 苧 着類 笄1 / 着類11
90	11-4		着類6 着類22 切6尺 / 着類1 扇4本 / 着類 / 着類7 / 鏡1 着類16
91	11-5	高宮宿、河原町	着類18品 風呂敷2 木綿切2 巾着1 網袋1 / 風呂敷1 / 着類2
92	11-6	長浜	着類7品 風呂敷2 扇子 打替 / 衣類等着替え逃去り
93	11-7	中藪	帷子1
94	11-8		手拭1
95	11-9		着類16品 風呂敷1 木綿切2尺 / 沓 足袋等
96	11-12		着類5 / 帯1 / 単物1
97	11-13		着類6 / 着類1 / 着類5 風呂敷2
98	11-14	長浜	絹糸5品 袷半てん1 頭巾1 風呂敷1 / 袷引解2 はさみ1 木綿切6尺斗 木綿糸1巻
99	11-16	嶋川	嶋布14反 / 嶋布24反
100	12-2		着類5品 風呂敷1
101	12-3		木綿縞綿入1 木綿女襦袢1 細解打1 縮緬帛1 女綿入1 風呂敷1 木綿古袷1 木綿単物1 木綿単物1
102	12-4	永源寺	着類10品 風呂敷5
103	12-6		単物1 / 袷1 羽折1 / 単物1 半点1 襦袢1 風呂敷1 打かへ1 股引1 帯1
104	12-7	開出今	着類7 風呂敷1 / 蚊帳1 / 着類3
105	12-9	百姓家	着類15
106	12-10		着類6 / 着類3 風呂敷1 半襟1
107	12-11	百姓家	着類9品 着類12品
108	12-13	野田山乘安寺	綿入1 / 襦袢1 股引1

ずした総糸のことである。『新修 彦根市史』には、平田町に総屋が2軒あったとあるⁱⁱⁱ。これは、総糸屋であろう。この字を「総」と読むのが、現状では最も矛盾がないように思われる。

この総については、文化年間の研究では見落としていた。文化の〈12-11〉〈14-14〉でも、総が盗まれており、特に〈14-14〉では390と1280という膨大な数となっている。

- ⑧ 〈文6-2〉紺足袋：江戸初期には革足袋が主流だったようだが、江戸後期に廃れ、木綿の足袋に統一され、男性の旅行と歩行用に紺足袋が用いられたという^{iv}。
- ⑨ 〈文7-7〉細引：「細引繩」の略。麻をよって作った縄のこと^v。
- ⑩ 〈文7-11〉八丈縞：黄八丈のこと。平絹の黄の地に、大胆な縞柄を織る^{vi}。
- ⑪ 〈文8-10〉打敷：家具などを置くときに装飾用に敷く布帛の敷物^{vii}。
- ⑫ 〈文9-4〉前かけ：男女ともに常用したが、この記述からは詳細はわからない。
- ⑬ 〈文9-7〉へそ：「綜麻、卷子」と書く。織機にかけられるよう撚り合わせた麻糸、その糸巻のことである^{viii}。ここでは「布総43 同へそ7 苧（麻糸）13把」と続けて記述されているので、一連のものが盗まれた可能性がある。⑦を「総」と考える根拠でもある。
- ⑭ 〈文10-9〉ゆたん「油団（ゆとん）」と「油単」が考えられる。前者は、和紙を広く厚く貼り合わせ、桐油を引いて、夏の敷物にしたもの。後者は、単（ひとえ）の布や紙に油をしみ込ませ、長持ちなどや器具の覆いにしたものである^{ix}。
- ⑮ 〈文10-16〉帛：きぬのこと。絹布の「精美なもの^x」。ただし、ここでは「袋帛」とあり、意味が不明である。〈文12-3〉は、「縮緬帛」と記載されている。

なお、〈文10-13〉小刻？小割？と、〈文12-3〉解打？は、同定できていない。

2-3 分析と考察

1) 地域的特徴

まず麻に関する盗みについて考えたい。⑬で〈文9-7〉では苧から糸、糸のまとまりである総までがまとめて盗まれていることを指摘した。これは現愛

荘町で盗まれており、〈文9-8〉では、現彦根から愛荘町、東近江市の4箇所ですべて「布」が計35疋盗まれている。愛荘町は近江上布の産地である。〈9-24〉では、高宮布で有名な高宮に近い小泉村2か所ですべて苧が盗まれている。『新修 彦根市史』の平田町の文書からは、掲載の150軒中20軒が苧稼ぎに関わっていたことがわかる^{xi}。麻の産業が盗みにも表れているのである。

2) 縞柄について

文化年間に比べ、寛政・享保ばかりか文政も素材の種類が少ない。縞名が明記されているのは、〈寛13-14〉に青梅11反、〈文7-11〉に⑩の八丈縞1反、糸入縞1反2件、〈文9-23〉と〈文10-17〉に棧留羽織各1が見られるだけである。文化年間は、7種類の縞が見られた。それほど急激に流行し衰えるとも思えず、今後の課題である。

3) 古手（古着）について

文化年間には「古手」と記されたものが、点数がわかるだけで計46点ある。「古」がつくアイテムは22点盗まれている。しかし〈寛13-11〉古手、〈文9-20〉古帷子、〈文9-23〉古蚊帳2、〈文12-3〉木綿古裕しかない。文化より前は記述が一定していない可能性もあるが、文政年間にこれほど少なくなった理由も今後の課題である。

4) 盗まれた場所

文政年間で、もう一つ目を引くのが〈文10-16〉鳥居本陣での盗みである。盗品は「御家来所持の袋 ふくさ 袋帛」である。⑮で述べたように、「帛」は絹布のことであり、本陣ならではと考える。それ以外に、〈文10-12〉米原宿本陣でも盗まれている。寛政から文化年間では、少なくとも衣料品に関して本陣で盗まれた事例はなかった。

論文でも指摘したことだが、寺に盗みに入っている事例が非常に多い。寛政年間に、妙法寺と慶光院、文政年間には百濟寺（2回）、永源寺など15ヵ寺で盗まれており、百濟寺と永源寺は文化年間にも盗まれている。また太郎坊と池寺村社、多賀大社の神領でも盗まれている。理由についても論文で指摘しているが、寺社は常に開かれた場所であり、盗みやすかったと考えられる。

なお、表に全ての場所は記載していない。

3. まとめ

本史料を全て調査したが、文化年間について述べたことと大きく変わるところはない。全体に、衣料品の盗みが多く、それらが現在よりも価値が高かったことを想像させる。本史料は、当時の衣生活をリアルに知ることのできる貴重な文献であった。産業と衣生活の両面から、江戸時代の暮らしを再確認できる史料であり、今後も研究を続けて行きたい。

より詳しく盗まれた場所や状況を分析したり、衣類以外の盗品と合わせて分析したりすることで更に多くのことがわかるに違いない。

謝辞

快く史料の閲覧を御許可頂いた宇津木幸夫様と史料の紙焼きを閲覧させて頂いた彦根城博物館に感謝いたします。また文書の解説にあたっては菊池恭子氏に協力を仰ぎました。

註

- i 社会文化史学会 第66号 pp.22-47
- ii 科研費課題番号 20 K 13803
- iii 彦根市史編集委員会『新修 彦根市史 第7巻 史料編 近世2』(2004年) p.848
- iv 本史料の表紙に、このように記されている。所蔵は、宇津木俊式氏とある(同前)。
- v 前掲 註iii pp.177-179 なお、註iの論文で、藩札はなく米札が使われたと記したが、米札は藩札の種類だったので、ここに訂正する。
- vi 大野晋等編『岩波古語辞典』岩波書店 1974年 p.636
- vii 小学館『日本国語大辞典 第2版 第10巻』2003年 p.426
- viii 金沢康隆『江戸服飾史』青蛙房 pp.223-224
- ix 桐由を引いた合羽については、『新修 彦根市史 第2巻』にも記載がある。(註iii参照 p.443)
- x 前掲 註vi 第12巻 p.112
- xi 同前 第2巻 pp.234-285
- xii 同前 第9巻 p.1454
- xiii 前掲 註iii 第2巻 p.359
- xiv 前掲 註vii pp.252-256
- xv 同前 第12巻 p.111
- xvi 外山美艸『竊事典—日本の竊名百相—』源流社 2004年 p.142

- xvii 同前 第2巻 p.298
- xviii 同前 第12巻 p.1229
- xix 同前 第13巻 p.419
- xx 同前 第10巻 p.1007
- xxi 前掲 註iii pp.296-300